平成２１年（再ロ）第１２号
兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場294番地８
再生債務者　松本　　一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年３月31日まで
平成22年３月３日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再ロ）第３０号
札幌市西区西野１条４丁目３番８号　芦田方
再生債務者　小野寺孝子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月２日まで
平成22年３月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１０号
広島市南区仁保３丁目35番20号
再生債務者　後藤　貴子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月２日まで
平成22年３月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１６号
広島市佐伯区観音台４丁目26番10号
再生債務者　今村　恒実
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月２日まで
平成22年３月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県曽於市財部町北俣1772番地１
再生債務者　松元美佐子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月２日まで
平成22年３月５日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再ロ）第７号
京都市北区西賀茂丸川町33番地４
再生債務者　澤井　信義
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月５日まで
平成22年３月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１２６号
東京都目黒区上目黒３―19―13―203
再生債務者　冨平　俊夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０号
香川県高松市六条町913―３―101号
再生債務者　今城　有正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月５日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０１６３号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2022―１―610
再生債務者　池田　　正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
高知市みづき１丁目308番地２　サントノーレ観月704
再生債務者　日隈夕佳里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月５日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
札幌市北区拓北４条４丁目９番17号
再生債務者　上村　竹男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１５号
名古屋市守山区鳥神町15番地　ファミリアーレもりやま505号
再生債務者　竹浪　俊彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第１１号
北海道旭川市東光１条６丁目１番５号
再生債務者　三上　　正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月５日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第５０号
仙台市泉区歩坂町６番20号
再生債務者　三浦　　裕
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年３月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年３月５日
仙台地方裁判所第４民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 22 年３月 15 日　　新潟県教育委員会
１　失効した免許状
免許状の種類　小学校教諭１級普通免許状
免許状の番号　昭60小１普第524号
授 与 年 月 日　昭和61年３月20日
授 与 権 者　新潟県教育委員会
氏　　名　水澤　　明
本　　籍　地　新潟県
２　失効年月日　平成22年２月24日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効の取消し公告

平成18年10月５日付け官報第4437号で公告した次の教育職員免許状の失効を取り消す。
平成 22 年３月 15 日　　佐賀県教育委員会
１　失効した免許状を有する者の氏名（本籍）
松本　達成（佐賀県）
２　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭１種免許状（社会）、平５中１第324号、平成６年３月23日、高知県教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（公民）、平６高１第24号、平成６年４月１日、高知県教育委員会
３　失効を取り消す事由
教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため。

官公庁会社広告

公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月八日
掲載頁　九十二頁（号外第四十七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年三月十五日
川崎市中原区新丸子東一丁目九八六番地
（甲）株式会社川紙
代表取締役　古宮　守男
川崎市中原区新丸子東一丁目九八六番地
（乙）有限会社古宮商店
代表取締役　古宮　守男